

# ノースジャパン素材流通協同組合 再造林促進奨励事業実施要領

平成27年 7月 9日制定  
令和 5年 2月 2日改正

## 第1 趣旨

この要領は、人工林の森林資源サイクルの構築と社会的貢献への寄与を目的として、人工林の伐採から植栽までを継続して行い、もって再造林の促進を奨励するため、その経費の一部を助成するものである。

## 第2 事業の内容

- 1 ノースジャパン素材流通協同組合の組合員が行う人工林の伐採から植栽において、別紙の方式による作業（重機等使用による地拵え、下刈り作業軽労化のための作業）を実施した再造林に対して、定額の助成を行うものとする。
- 2 事業対象地は、各道・県における別紙の再造林基金等の助成対象になっていない植栽地とする。

## 第3 実施期間

この事業の実施期間は、当該年度の前年度末地拵え・当該年度植栽、当該年度地拵え・当該年度の翌年度植栽（苗木が手配済で、年度当初に植栽が確実なもの）も含むものとする。

## 第4 助成金の申請

本事業の助成を受けようとする組合員は、再造林促進奨励事業助成金申請書（別紙様式）及び実施した作業の経費が確認できる書類を事業実施後にノースジャパン素材流通協同組合理事長（以下「理事長」という。）へ提出するものとする。

## 第5 助成金の交付

- 1 理事長は、提出された書類を基に助成金支給の可否を判断し、適当と認めた場合は別紙に定める助成金を事業実施者に交付するものとする。
- 2 助成する金額は、別紙のとおりとする。

## 第6 その他

事業実施者は、必要に応じて、理事長と協議するとともに、県や市町村、森林組合等の指導、協力を受けるものとする。

### 附 則

この要領は、平成27年7月9日から施行する。

この要領は、令和元年5月27日から施行する。

この要領は、令和2年6月10日から施行する。

この要領は、令和5年2月2日から施行する。

## 実施すべき作業方法

本事業で実施する作業内容

区分	作業名	作業内容
必須作業	地拵作業	グラップル等の重機を使用して作業を行う。なお、落葉層や表土は剥がないように注意するものとする。
	植栽作業	樹種はスギ、ヒノキ、カラマツ、アカマツ、広葉樹とする。
選択作業	下刈り作業の軽労化	伐採前に、ササ等の林床植生に除草剤（茎葉処理剤）を散布し、伐採時あるいは地拵時に刈払いを行う。

※ 必須作業は必ず実施すること。選択作業は任意の実施とする

## 各道・県における再造林基金等一覧

地域名	名称	地域名	名称
北海道	人工林資源保続支援基金	宮城県	みやぎ森林づくり助成金
青森県	青い森づくり推進基金	秋田県	あきた未来へつなぐ再造林基金
岩手県	岩手県森林再生基金	山形県	山形県森林再生基金

## 助成金額

- 1、助成金は、植栽面積により交付するものとする。ただし、1組合員1haを限度とする。
- 2、助成金の面積当たりの金額と選択作業実施の金額は下表のとおりとする。
- 3、再造林基金等からの助成を受けていない場所
- 4、対象地域  
北海道・青森県・岩手県・秋田県・宮城県・山形県・福島県

## 助成金額一覧

植栽樹種	助成金額（円/ha）
スギ・ヒノキ	61,000(53,000)
カラマツ	55,000(42,000)
アカマツ	77,000(51,000)
広葉樹	(53,000)

作業名	加算助成金（円/ha）
除草剤散布	30,000
その他作業	作業実費ただし3万円を限度とする。

※括弧内は一般苗を植栽した場合の金額